

1. 件名：新型転換炉原型炉（ふげん）原子炉設置変更許可申請に係るヒアリング

2. 日時：令和5年8月7日（月）16時30分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（一部、TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

栗崎企画調査官、真田安全審査官、上野管理官補佐、大島原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他2名

新型転換炉原型炉ふげん 安全・品質保証部 部長 他5名

5. 要旨

○ 国立研究開発法人日本原子力研究機構（以下「原子力機構」という。）から、令和5年7月28日付けで申請のあった使用済燃料の処分の方法に係る原子炉設置変更許可申請について、配付資料に基づき説明があった。

○ 原子力規制庁から、以下のとおりコメントを伝えた。

- ・ 本件は、利用政策側での検討の上で申請に至ったものと考えていることから、今回説明を受けた本申請の経緯や必要性については、利用政策側での位置付けや根拠資料を含めて説明を補足した上で再度説明すること。
- ・ ふげんの使用済燃料の処分の方法に関してこれまでの設置変更許可申請の実績及び、本申請に記載された再処理により発生した放射性廃棄物の国内への受入計画等について整理して説明すること。また、ふげんの廃止措置計画及び東海再処理の再処理事業指定の変更を不要とする理由を説明すること。
- ・ 本申請によってふげんが平和の目的以外に利用されるおそれがないことを担保するための協定、契約等の根拠資料について整理して説明すること。
- ・ 使用済燃料の海外再処理に際する必要な手続きについて整理して説明すること。
- ・ 本申請を確認する限り、実用発電用原子炉や原子力機構の他の原子炉の既設置変更許可申請書と申請範囲や申請内容が整合していないと考える。他例と本申請との記載の差異を整理して説明すること。
- ・ 上記の他、使用済燃料の搬出計画の概要等、本申請に関連する参考資料を整理して説明すること。

○ 原子力機構から、了承した旨返答があった。

## 6. 配付資料

- 資料 1 新型転換炉原型炉ふげん使用済燃料の処分の方法に係る原子炉設置変更許可申請について
- 資料 2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉ふげんの原子炉設置変更許可申請（「8. 使用済燃料の処分の方法」の記載の変更）に伴う核セキュリティ及び保障措置への影響について